

入学後の授業や学生生活におけるサポート等について

大学では、障がい等の特性により生じる修学上の困難や障壁を取り除き、一人ひとりの学生が主体的に学ぶことができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を含めた様々なサポートを提供しております。

合理的配慮は、あくまでも学生からの要望に基づき大学との建設的な対話によって、学生個々の特性に応じ、かつ大学の過重な負担にならない範囲で制度として提供されるものです。

大学では多くの学生が自分の特性に合わせた配慮を申請し、様々なサポートを受けています。

以下にその例を示しますが、合理的配慮の提供は、学生個々の特性や、授業によって異なります。

- ・授業のある日に通院しなければならない → レポート等の代替え案を相談して決めておく
- ・緊張や不安が高まると、感情のコントロールが難しくなり、急に退出してしまう
 - 退出についてのルールを決めておく、退出時の代替え案を相談して決めておく
 - 出入口のそばの席に固定する
- ・板書が遅い、聞きながら書くのが苦手 → 板書の写真撮影を許可する
- ・緊張が強く人前での発表が苦手 → 発表の順番を決めておく
- ・グループを組むことが苦手 → どのグループに入ればいいのか先生が指示する
- ・やるべきことが多いと、忘れることもあり、レポートの締め切りに間に合わないときがある
 - 個別に相談し提出期限を延長してもらう
- ・視覚、聴覚過敏のため特定の教室は苦痛を感じる
 - サングラスやノイズキャンセリングイヤホンの着用を許可する
- ・特定の映像や言葉を聞くと調子が悪くなる → 授業の前にアナウンスしてもらう

入学後の授業や学校生活において、誰かに知っておいて欲しいことや、心配なこと、不安なことがある時は、遠慮なくご相談ください。

詳しくは、大学ホームページ(右隣のQRコード)」をご参照ください。

